

問題意識5 議会は機能したか？

●平成 18 年 11 月市会:11 月 17 日～12 月 15 日

→自民・繁隆夫議員(眺望景観や借景の保全のための新たな政策)

→公明・谷口弘昌議員(京都ならではの眺望景観の形成, 京都創生の取組の内外への発信)

●平成 19 年 2 月市会:2 月 20 日～3 月 13 日

→自民・国枝克一郎議員(新景観政策に関する市民への説明について)

→磯部とし子議員(新たな景観政策の実施について)

→共産・山中渡議員(新たな景観政策提案に至った経過等について, 新たな景観政策の周知と住民参加について)

→公明・木村力議員(新たな景観政策の実行と京都の価値について, 新たな景観政策の実施に伴うマンション政策について)

→民主・宇都宮壯一議員(都市戦略としての新たな景観政策について, 新たな景観政策に対する市民意見の反映等について, 新たな景観政策におけるデザイン基準等について)

◇陳情審査 (3 月 7 日 建設消防委員会)

・新景観政策の既存建築物に対する規制の緩和

・新景観政策の検討及び施行の猶予

・新景観政策の条例案等の撤回

・2007.3.13 全会一致で可決

+「新たな景観政策の推進に関する決議」<8項目の決議>(自民, 公明, 民主共同提案)

・2007.3.20 「都心マンション管理組合懇談会」による市議選の政党への質問状(*23)

・2007.3.28 市議選の各党会派が討論(景観, サミット議論白熱)

※ 統一地方選挙(京都市会議員選挙)が, 平成 19 年 3 月 30 日告示, 同年 4 月 8 日投開票。

※ 京都市長選が, 平成 20 年 1 月 24 日告示, 2 月 17 日投開票。

- ・ 京都市会で新景観政策の質疑が記事になるのは, 2006(平成 18)年 11 月 30 日が最初だ。同月 24 日の新景観政策素案発表後, 最初の委員会が 29 日にあり, 新聞各紙が『「拙速だ』議員指摘も』(朝日), 「市議から疑問の声』(読売), 「高さ規制強化に注文続出』(京都)などと委員会の様子を伝えた。
- ・ 次の議会論戦は, 新景観政策関連議案が提出される 2007(平成 19)年 2 月市会である。提出議案は, 眺望景観創生条例の制定など条例関係 6 件と関連予算議案の合計 7 件である。
- ・ この間, **問題意識3**で述べたように, 業界団体や市民団体などが様々な要望活動を行っており, 条例の成否を決める 2 月市会の動向に注目が集まつた。
- ・ 2 月市会を控え京都市は, 1 月 30 日にパブリックコメントを踏まえた最終案を, 2 月 14 日には新年度予算案を発表し, 予算発表翌日の新聞では, 「京創生へ景観などに力点』(京都), 「景観・子育て支援重点』(朝日), 「『景観』『子育て』に重点』(産経)など, 厳しい財政の中で景観に重点配分していることが報じられた。
- ・ 2 月市会は, 2 月 20 日に招集本会議, 26, 27 日に代表質問, そして予算特別委員会を経て, 3 月 13 日に最終本会議という日程で進んだ。
- ・ まず代表質問については, 「与党・自民も意見二分 必要性を強調 あまりに唐突』「公明, 民主も慎重姿勢 『協議機関』求める声も』(京都)や, 「新景観政策の必要性訴え』(毎日), 「『周知不足』『不安も』 市議会で質問や指摘』(朝日)など,

新しい政策に対する不安や態度を決めかねている様子を報じている。

【記事 9】(2007.2.27 朝日)



3月7日の予算特別委員会(市長総括)については、「7-9月中に実施へ」(京都)や「景観政策人と組織充実」(読売),「違反広告一掃へ」(京都)など,政策実施の時期や体制,取組姿勢などを報じている。

そして,3月13日の最終本会議については、「京都都市議会全会一致 9月から施行」(京都)や「市議会委,未明まで」(朝日),「『古都の和』危機感保全後押し」(産経)など,条例成立の第一報を伝えつつ,議会での熱心な議論の様子や成立の要因なども報じるものであった。また,翌日の記事では,「耐えぬ論争 反発根強く」「つながりの中 議員苦労」(朝日)や,「家並み保全で観光価値」「商議所『街のイメージ向上』」「影響の業界は警戒」(日経),「“新景観論争”ひと区切り 市側に注文『決議』で決着」(産経)など,利害関係者の意見や議会の苦労なども報じ,今後の政策実施への期待や不安も伝えた。

以上の経過から,議会は,新景観政策に対する意見や要望が様々にある中で,京都らしい景観の保全と創生を目指す今回の政策提案に対し,真摯に議論を重ね,8項目の決議に今後のあり

方を託して全会一致で可決したといえるのではないか。きわめて京都らしく大人の結論付けであったのではないかと思う。

このとき議会が決議した8項目は以下の通りであり,その後の景観検証システムの構築や景観政策の進化など,景観政策に大きな影響を与えており,今回の政策決定過程で議会の果たした役割は大きかったといえる。

【記事 10】(2007.3.14 朝日)



【資料】

(平成19年2月市会定例会)

新たな景観政策の推進に関する決議

1200年の悠久の歴史と文化が息づく、日本を代表する歴史都市・京都を再生し、世界に向けて、日本の宝である京都を未来永劫にわたって、世界に発信し続けるために、50年後、100年後の京都の将来を見据えた取組として、この度、新たな景観政策推進のための6条例案及び関係予算案が提出された。これは、他都市をリードする特筆すべき景観政策と位置付けることができる。

国家戦略としての京都創生の取組の根幹が、この新たな景観政策であり、国の全面的な協力が必要であることは言うまでもないが、何よりも、この新たな景観政策の規制強化により痛みを被ることが懸念される市民や事業者の理解と協力が是非とも必要である。

新たな景観政策の実施の過程では、こうした市民や事業者の不安をはじめ、様々な課題と困難が予想されるが、今後も引き続き、市民や事業者の不安を払拭するために、十分な説明責任を果たすことに全力を注ぎ、市民や事業者と共に痛みを分かち合いながら、日本の宝である歴史都市・京都を次の世代に、誇りを持って継承することができるよう、新たな景観政策の実現に一丸となって、不退転の決意で取り組むことが必要である。

そのために、下記の事項について、万全の体制で実施することが必要である。

記

- 1 他都市をリードする新たな景観政策と位置付け、これによる経済効果も含めた政策の検証システムを構築すること。
- 2 新たな景観政策の市民への周知はまだ十分ではない。今後も引き続き、市民や事業者の不安を払拭するために、新聞や説明会開催等のあらゆる方法・機会を活用し、分かりやすく、効果的な周知徹底を図ること。
- 3 既存不適格となるマンション等について、金融機関から追加担保を求められたり、新たな融資が拒否されることのないよう、金融機関に要請すること。また、分譲マンションの建て替えや大規模修繕が円滑に進むよう、区分所有者の不安を解消するための更なる建て替え支援の充実、専門知識を有したアドバイザー派遣制度の創設、新たな耐震助成制度の創設に取り組むこと。
- 4 本市が施行する建築物について、歴史都市・京都にふさわしいデザインの建築物となるよう率先垂範を示すとともに、進化していくデザイン基準に対応できるよう、建築家等の専門家、建築設計関連団体等との連携を図り、デザイン基準等について、十分な協議を行う恒常的な協働システムを早急に構築すること。
- 5 狹小宅地以外（100平方メートル以上）についても、宅地の形状等により、デザインや門、塀、生垣などの設置については柔軟に対応し、和風を基調としつつも、周辺環境に調和した意匠建築であれば和風でなくとも認めること。
- 6 京町家等の景観重要建造物の維持管理の助成制度や買取制度を推進すること。
- 7 デザイン審査に関しては、担当者によって判断が異なることのないよう、組織的に対応できる十分な審査体制を整え、審査基準を明確にするとともに、職員の資質の向上を図るための研修等を十分に実施し、迅速かつ的確な審査を行うこと。
- 8 屋外広告物に関しては、現状でも、違反広告物が非常に多く、現行の基準が十分に徹底されているとは言えない。

違反対策として、規制・指導体制を十分に整備し、違反業者・広告主に対する毅然とした対応を強化し、速やかに、違反広告物の是正、良好な広告物の誘導を図ること。

問題意識6 意見・議論の中で新景観政策は変わったのか？変わらなかつたのか？

- 2007.1.26 パブリックコメント結果公表 + 2007.2.20 市民団体の独自分析
- 2007.1.30 「新景観政策案に対する市民意見等を踏まえた京都市の考え方及び対応方針」(最終案)
《素案からの変更点》
 - 高さ規制→既存不適格マンションへの支援策を講じるとともに、特例許可制度を活用
 - デザイン規制→壁面後退、緑化基準、ケラバの出などの規定に「原則とし」を挿入し、例外を許容
 - 屋外広告→経過措置期間の延長等

- 京都市が新景観政策の素案を発表し、パブリックコメントを開始したのは 2006(平成 18)年 11 月 24 日である。11 月 27 日から 12 月 28 日までの意見募集期間を経て、翌年 1 月 30 日には市長臨時記者会見を開き、市民意見募集結果とそれを踏まえた京都市の考え方及び対応方針(最終案)を発表した。
- このパブコメでは、市民意見として 576 通 1,410 件の意見が寄せられた。この数を最近のパブコメと比較してみる。
- 近年、市民の大きな関心事になっている「民泊」新法に関し、2017(平成 29)年 12 月 5 日～2018(平成 30)年 1 月 12 日までの間実施した京都市民泊条例案のパブコメでは、487 人 1,235 件の意見が寄せられた。これについて「パブコメの応募が 1 千件を超えるのは年平均 1 件程度で、市民の関心の高さを示した。」(2018.1.25 京都)としている。最近ではパブコメが市民の中に定着してきたとはいえる、1 千件超が年平均 1 件程度しかない中で、新景観政策のパブコメが 10 年前であることを考えると、異例といつてもいいほどの意見が寄せられたといってよく、市民の関心度は極めて高かったといえる。
- この 1,410 件の意見の分類では、意見の多い順に、総論、高さ規制、屋外広告物、デザイン規制がそれぞれ 15～28%となつており、それまでに新聞記事で取り上げられた内容とよく似た傾向を示している。
- これらの意見等に対する対応方針として、①高さ規制では、マンションの建て替えに際し、アドバイザー派遣や低利融資を 2007(平成 19)年度予算に盛り込み、建替え工事費等の助成制度も検

討していくこととしている。②デザイン規制では、緑化基準の見直し、ケラバ規定の例外許容、壁面後退の見直し、狭小敷地への配慮などを行うとし、③屋外広告物に関しては、経過措置期間の延長と表示率の見直しなどを行うこととしている。

【市民しんぶん】(2007.2.1)



- この間の政策変更(最終案)に関する記事としては、まず、市長臨時記者会見に先立つ 1 月 24 日に地元新聞が「新景觀政策修正へ デザイン規制中心、一部緩和も」「実施優先し柔軟姿勢業界など予想超えた反発」(京都)と報じている。
- 最終案発表翌日の 1 月 31 日には、「京都市が新景觀修正案発表『壁面後退』努力義務に 屋外広告撤去猶予 7 年 建て替え助成制度新年度から創設」(京都)や「京都市の新景觀政策見直し案『市民や事業者との共同制作』 桦木本市长内容に自信見せる」(毎日)、「景觀政策案を再検討 市民の声反映 デザイン規制を緩和、違

反取り締まり強化」「マンション建て替え助成 規制強化で高さ超過、市支援制度創設へ」(読売),「新景観政策『骨格に変更なし』 市民意見で一部修正 マンション建て替え支援融資を創設へ」(産経)など、各社一斉に見直しを取り上げた。

【記事 1 1】〈2007.1.31 産経〉



これらの記事は、市民の声を反映して政策を見直したこと、見直しではデザイン等を一部緩和すること、屋外広告では猶予期間を延長すること、マンション建て替えに支援制度を創設することなどを報じる一方で、『骨格に変更なし』と基本姿勢は変わっていないことも伝えている。

一方パブコメ結果について、2月市会が始まる2月20日に「京都市の新景観政策『高さ規制、反対多い』 市募集の市民意見 576通 住民団体が独自分析『情報操作』と批判」(京都),「高さ規制強化『反対』が『賛成』の倍『考える会』市民意見分析」(読売)の記事が掲載された。「暮らしやすい京都の住環境を考える会」が情報公開で取り寄せたパブコメの全意見を独自分析し、「高さ規制の反対は232通、賛成が103通。デザイン規制では反対が116通で、賛成が17通、広告規制は反対が171通、賛成が32通だった」(読売)と発表したものが記事になったのである。

同日には地元紙に「新景観政策 私達も総論は

賛成です でも、このままの施行は大変!!」と題する意見広告も出ている。市民意見募集結果が市民の議論に生かされている事例といえるが、その後、この分析結果が記事に引用される様子は見られなかった。

- この他、パブコメ案発表後、新景観政策に疑問を持つ団体が「京都市民の皆様へ」(1/17, 1/20)や「私たちも、今気づきました！」(2/4),「新景観政策 私達も総論は賛成です でも、このままの施行は大変!!」(2/20:再掲),「大変です!!他人事ではありません。『景観を考える市民集会』を開催します。」(2/22)と題する意見広告を地元紙に5回掲載している。

- これら新聞報道や広告媒体を用いた主張が様々に繰り広げられたことに、新景観政策提案の反響の大きさと議論の広がりを感じる。

【広告 2】〈2007.2.18 京都〉

